

「第5期桜川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(案)」

急速に高齢化が進む中で、高齢者がいつまでも健やかで活力に満ちた生活を送るためには、地域全体で高齢者を支える仕組みづくりが必要で

す。
第5期桜川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画は、「一人ひとりが輝き、地域が支えあつ、いきいき健康のまち桜川」を基本理念として、平成24年度～26年度の3年間にあける高齢者施策と介護保険サービスの各事業を計画的に進めていくために策定するものです。

■計画案の公表／市ホームページのほか、介護長寿課岩瀬庁舎 および総合窓口課(大和・真壁庁舎)で1月23日から、平日の9時～16時まで本計画(案)を公表いたします。
■意見等を提出できる方／市内に在住・在勤または在学の方、事務所・事業所を有する方など

■意見募集期間／1月23日(月)～2月13日(月) 必着

■提出方法／ハガキまたは封書に「第5期桜川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(案)に対する意見」と書き、住所・氏名または名称・連絡先を明記し、次の方法で提出してください。

口頭、電話でのご意見はお受けできませんのでご了承ください。

・郵送／〒309-1292 桜川市岩瀬64-2 桜川市役所 介護長寿課
・FAX／0296-7514690

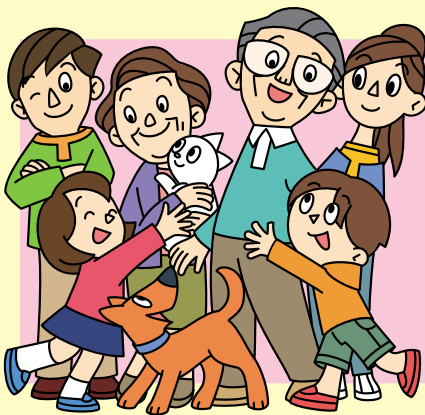
・電子メール／桜川市公式ホームページ「パブリックコメント」内専用メールフォームから送信してください。

・持参／保健福祉部 介護長寿課(岩瀬庁舎 第2庁舎1階)、総合窓口課(大和・真壁庁舎各1階)
■問合せ／介護長寿課(☎5815111・7513111、内線2332)

「パブリックコメント」

— 皆様からのご意見を募集します —

「パブリックコメント」とは、市の基本的な計画や条例などを策定しようとするときに、事前に(案)を公表し、市民の皆様から意見を伺い、寄せられた意見を考慮して最終案をつくり、その寄せられた意見に対して市の考え方を公表する一連の手続きのことです。



「桜川市第3期障害福祉計画(案)」

桜川市第3期障害福祉計画は、障害者自立支援法に定める障がいのある人の地域生活への移行及び就労等自立を支援する観点から、障がい福祉サービスの地域支援事業者などの基盤整備を図るものです。

この計画は、第1期、第2期計画の分析・評価と現行サービスの把握を踏まえ、県と協働し「圏域」単位の現行サービス基盤を考慮しながら、障がいのある人の地域生活における自立支援策を図るため、平成24～26年度の3年間にあけるサービス基盤整備計画として策定するものです。

方など

■意見募集期間／1月24日(火)～2月22日(水) 必着

■提出方法／ハガキまたは封書に「桜川市第3期障害福祉計画(案)に対する意見」と書き、住所・氏名または名称・連絡先を明記し、次の方法で提出してください。

口頭、電話でのご意見はお受けできませんのでご了承ください。

・郵送／〒309-1292 桜川市岩瀬64-2 桜川市役所 社会福祉課
・FAX／0296-7514690

・電子メール／桜川市公式ホームページ「パブリックコメント」内専用メールフォームから送信してください。

・持参／保健福祉部 社会福祉課(岩瀬庁舎 第2庁舎1階)、総合窓口課(大和・真壁庁舎各1階)
■問合せ／社会福祉課(☎5815111・7513111、内線2313)

■意見等を提出できる方／市内に在住・在勤または在学の方、事務所・事業所を有する